

京都府指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備の届出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第21条の5の2第2項、第24条の19の2及び法第24条の38第2項の規定による届出は、施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について、業務管理体制の整備（区分の変更）に係る届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第21条の5の2第3項、第24条の19の2及び法第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第21条の5の2第4項、第24条の19の2及び法第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について、業務管理体制の整備（区分の変更）に係る届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月7日から施行する。